

**ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの
移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方
論点整理(案)
追加資料**

平成22年9月30日

(3) 誰もが利用可能な料金 (Affordability)

論 点

- 光IP電話の料金に関しては、少なくとも現在の加入電話の料金水準と同程度であれば利用可能な料金水準と考えられるが、どの程度の範囲であれば同程度と考えられるか。
 - 基本料が同額以下であることが必要か。
 - 例えば、NTT東日本は岩手県住田町において、月額の基本料が1800円の光IP電話を提供しているが、こうしたケースについてはどう考えるか。* NTT東西の加入電話の3級局の住宅用基本料は月額1700円
 - 現在提供されている光IP電話の料金プランは、基本料では加入電話より高いものもあるが、通話料は加入電話より低い場合が多く、今後、さらに多様な料金プランが提供されることも想定される。こうした点を踏まえた場合、加入電話との料金水準の比較はどのように行うことが適当か。
 - 同程度かどうかの判断については、客観的基準に従って判断することでよいか。
- 加入電話の月額基本料は、級局別・事住別に異なっており、その体系の在り方についてNTT東西に検討を求めている。また、加入電話の通話料は（光IP電話が全国一律で比較的低廉な料金としている場合が多いのに対し）距離別料金としている（別添1参照）。
 - ※ 平成18年11月21日の情報通信審議会答申では、こうした基本料の料金体系の意義は失われてきているものと認められるとして、NTT東西に、基本料体系の在り方についての検討を継続することを要望している（別添2参照）。
- 以上のような状況も踏まえた上で、ユニバーサルサービスとして提供される光IP電話の料金水準が加入電話と同程度かどうか判断する当面の具体的な基準として、以下の案についてはどのように考えるべきか。
 - (1) 加入電話の基本料の料金額の範囲の上限に着目する考え方
 - 月額基本料が、加入電話の事務用3級局の月額基本料額（2500円）以下の場合とする考え方
 - 月額基本料が、加入電話の住宅用3級局の月額基本料額（1700円）以下の場合とする考え方
 - (2) 当該地域で提供されている加入電話の住宅用の月額基本料額を上回らないこととする考え方
 - 住宅3級局地域は1700円以下、住宅2級局地域は1550円以下、住宅1級局地域は1450円以下の場合となる。
 - ※ 現在、インターネット接続と重畳しない光IP電話を提供している自治体IRU地域は、加入電話の月額基本料額は全て住宅用1級局地域である。
 - (3) 加入電話の平均的な基本料価格を上回らないこととする考え方
 - 基本料の加重平均を平均的な基本料額としてとらえ、月額基本料が、その額以下の場合とする考え方
 - ※ 基本料の加重平均は、H21年度1783円。
 - (4) 加入電話1回線当たりの全国平均コスト額以下の場合とする考え方
 - ※ 加入電話1回線当たりの全国平均コスト額は、H21年度1872円(LRICベース)。
- ユニバーサルサービスとしてのAffordabilityは、加入電話の新規提供を行わないということとその効果として考えるのであれば、必ずしも、現行の加入電話の料金水準と厳格に一致することを求めなくてもよいのではないか。

論 点

- ((1)~(4)いずれかの考え方をベースとしつつ、) 光IP電話の通話料が加入電話より低廉な場合には、そうした点を加味して、月額基本料について一定の範囲内で上回ることを許容してよいと考えられるか。
- 一方、自治体IRU地域で提供される光IP電話の料金水準などについては、当該地域の自治体等と提供事業者の間で合意があるのであれば、これをAffordabilityがあるものとする考えは可能か。
- 光IP電話については、今後、多様な形で提供が想定されるものであり、その利用動向や加入電話からの移行状況等も踏まえ、そのAffordabilityについてもある程度柔軟に考えていくことも想定されるのではないか。
- 「光の道」構想の実現を念頭に置く場合、ブロードバンド等とセットで提供される光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることについてどう考えるか。
 - また、仮にこうした光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、電話以外の機能も利用可能となることにより加入電話より高い料金での提供でも許容されるか。
- ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話に対し、料金の低廉性の確保のための何らかの担保措置は必要か。

ヒアリングにおける主な意見

- 公設民営方式のIRU方式での光IP電話は、「加入電話と同程度の料金水準を光IP電話」の要件を概ね満たすものと考えます(NTT東西)。
- ユニバーサルサービスの対象としてのIP電話は、光IP電話単独のもの(BBバンドルは高額なため対象外)(ソフトバンク)。
- IP電話単独サービスがあることを前提に、FTTHとセットになっているNTT東西の(又は全事業者の)IP電話もユニバーサルサービスと位置づける(KDDI)。
- ユニバーサルサービスと位置づけるのであれば、FTTHとセットにされているIP電話も含め、音声通話部分についてaffordability(加入電話と同等の料金)の担保に向けた何らかの措置の検討が必要(KDDI)。
- ブロードバンドサービスを必要としない国民に対して、ブロードバンドサービスと契約をせずに利用でき、料金面で加入電話と同等水準の光IP電話が用意されていることを広報する(全国消費者団体連絡会)。

3.NTT法等に基づくNTT東西の業務

論 点

- NTT法3条の「電話の役務」の解釈として、電話をめぐる環境の変化を踏まえ、Affordabilityを満たす加入電話に相当する光IP電話も含めることとして問題はないか。
- そうした場合、今回の見直しの趣旨である「光の道」構想の実現の観点から、Affordabilityを満たす加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域において、NTT東西が次の対応を行うこととしてよいか。
 - 当該地域のユニバーサルサービスを加入電話とするか光IP電話とするかの判断を事業者の判断として行うこと。
 - 当該地域においては、ユーザから加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと。
 - ※「加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと」とは、現に加入電話を利用中のユーザに対しては、引き続き加入電話の提供を継続する前提で、新規の加入電話申込（① 新規に回線を引く申込、② 既存光IP電話からの移行申込、③ 当該区域外からの移転による申込、④ 当該区域内での移転による申込）があったとしても、Affordabilityを満たす加入電話に相当する光IP電話を提供できるのであれば、加入電話を提供しなくてもよいこと、と考えられる。
 - ユーザからの加入電話の申込み要望について、①～④のケース毎に取扱いを異なるものとするべき点があるか。
 - 当該地域のユニバーサルサービスを加入電話とするか光IP電話とするかの判断を事業者の判断として行う場合や加入電話の申込要望に応じないこととする措置をとる場合、必要な条件、手続等はあるか。
 - 既存の加入電話の継続利用者についても移行を求めることが必要かどうか、また、仮に、これを行う場合に、どのように進めることが適切かどうかについては、どのように考えるべきか。

ヒアリングにおける主な意見

- 適格電気通信事業者が、「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」を提供している状況となった場合、当該地域のユニバーサルサービスを加入電話とするか光IP電話とするかは、適格事業者の判断で実施できること、加入電話への申込要望があったとしても、光IP電話を提供していることを理由に、その申込を拒否できることについて、制度面での整理を図る必要があると考えます（NTT東西）。
- メタル又は光をNTT都合で選択することにより、競争地域ではマンション等で全面光化・メタル廃止、田舎ではメタルのままという状況になることを回避すべき（ソフトバンク）。

平成18年11月21日情報通信審議会答申(一部抜粋)

(3)利用者利益の最大化に向けた料金体系の継続的検討

- 現行の基本料体系は、同一料金体系が適用される区域の加入者数が多い場合に料金水準が高いという効用料金の考え方を採用しているが、こうした料金体系は、競争事業者において一律基本料を採用している事例があることやIP電話が急速に普及していることなどを考えると、その意義は失われてきているものと認められる。
- このため、NTT東・西が現行基本料体系を見直す場合、ユニバーサルサービス制度の在り方に影響を与えることにかんがみ、以下の点を要望する。
 - ・基本料体系を具体的にどのように見直すかについては、原則としてNTT東・西の経営判断に委ねられるべきであるが、NTT東・西において、IP化の進展などの市場構造の変化を踏まえた基本料体系の在り方について検討を継続し、当該検討の結果、基本料体系を見直す場合には、速やかに総務省に報告し、これを公表すること。

平成20年10月25日情報通信審議会答申『ユニバーサルサービス制度の在り方』(抜粋)

第1章 2009～2011年度(平成21～23年度)のユニバーサルサービス制度

第3節 制度の運用等

イ 基本料の取扱い

NTT東・西の級局区分は、従来の市内通話料でかけられる加入者が多いほどその地域の加入者の電話利用の価値が大きくなる効用料金の考え方に基づいており、現在においても級局区分に基づく基本料金に格差が存在している。

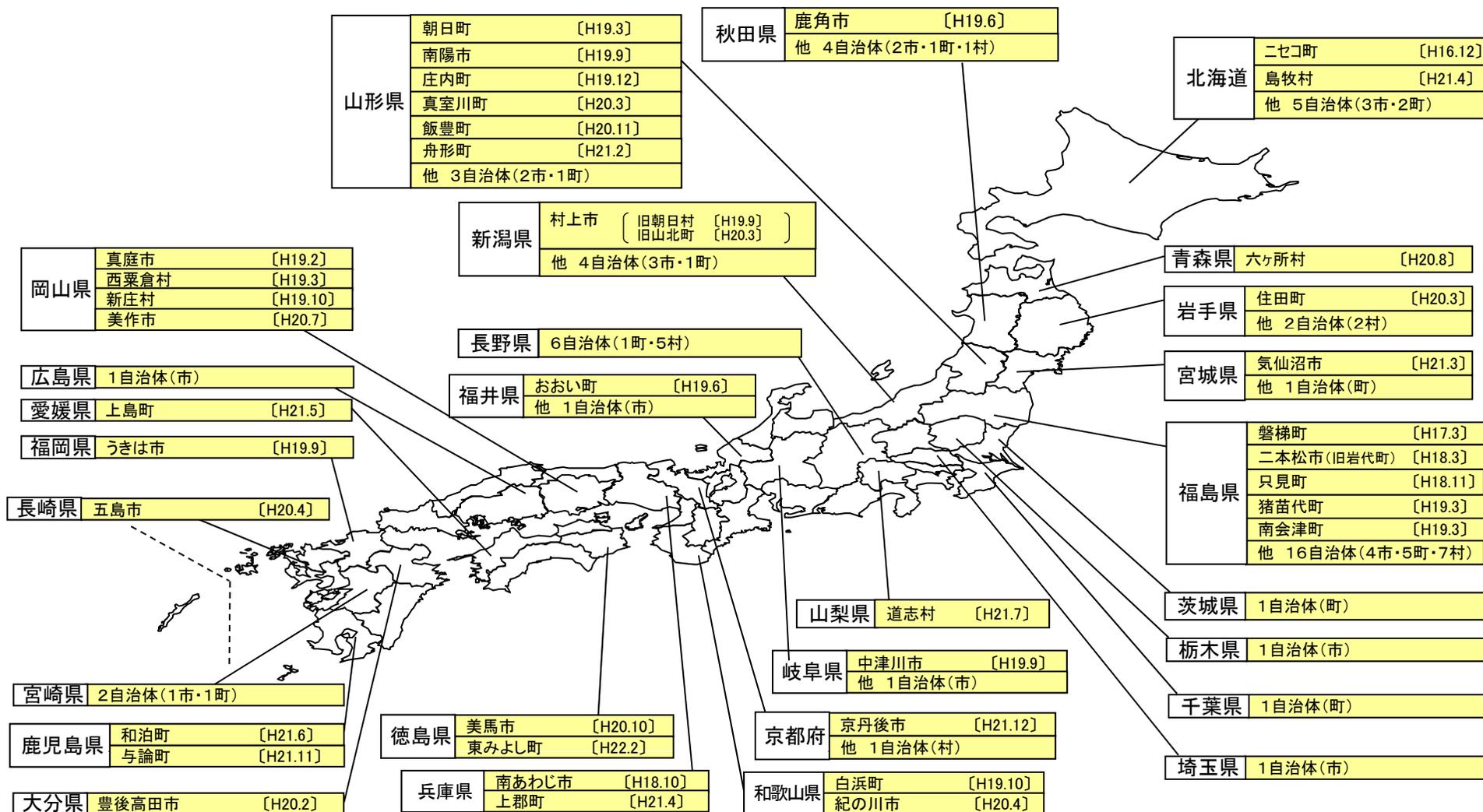
ヒアリングに参加した事業者から、加入電話基本料の級局別格差の是正は、1級局、2級局といった地方の料金を値上げせざるを得ず、国民的議論が必要であり当面困難であるとの意見、また、級局別格差の是正について、早々に結論を出すべきとの意見が提出された。

加入電話基本料については、平成18年11月の情報通信審議会答申において、NTT東・西に対し基本料体系の在り方に関する検討の継続を要望した経緯にある。基本料体系の在り方については、同要望を踏まえて適切に対応されることが求められる。

	H17年度 コスト	H18年度 コスト	H19年度 コスト	H20年度 コスト	H21年度 コスト	平均
光 I P 補正前	1,922円	1,960円	2,090円	2,178円	2,204円	1,958円
光 I P 補正後			—	1,948円	1,872円	1,910円

- NTT東西は、H21年度末で約90の自治体におけるIRUに対して、設備構築に協力し、ブロードバンドサービスを提供しています。
- また、H21年度補正予算を活用したIRU案件に対して、現在約240の自治体の案件に取り組んでいる状況です。

[H21年度末]



●岡山県真庭市においては、インターネット接続と重畳しない光IP電話の普及率は、62%となっている。

岡山県真庭市と新見市におけるIRU事業



■岡山県真庭市 <2007年2月提供開始> ※新庄村も含む

サービス	料金	普及率
IP電話(NTT西日本:ひかり電話)	1,638円	62%
音声告知(行政サービス)	無料	97%
インターネット(NTT西日本:フレッツ光)	4,725円(ISP別途)	35%
IP電話(行政サービス)	市内通話無料	86%
テレビ(久世エスパス)	2,100円	74%

※音声告知、インターネット、IP電話(NTT西日本)の普及率は2010年3月末現在(但し、IP電話は「ファミリー・ライト」の普及率であり、インターネット(ファミリー)のオプションとしての「ひかり電話」は含まず)

※提供形態は「インターネット+音声告知」、「IP電話+音声告知」(「音声告知」および「IP電話」の単独提供はなし)

※IP電話(行政サービス)、テレビの普及率は2009年1月末現在(真庭市資料)

※真庭市・新庄村の世帯数は2010年3月末現在(総務省報道発表資料(H22.7.31)『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成22年3月31日現在)』)

■岡山県新見市 <2008年4月提供開始>

サービス	料金	普及率
IP電話(ソフトバンクテレコム)	998円(ソフトバンクIP電話間 市内・市外通話無料)	19%
音声告知(行政サービス)	無料	ほぼ全世帯
インターネット(ソフトバンクテレコム)	4,883円(ISP含む)	30%
テレビ(吉備ケーブルテレビ)	1,680円	68%

※IP電話普及率は2008年12月22日の備北民報より

(「IP電話のみ」の加入数と「IP電話+インターネット」の加入数の合計の割合)

※インターネットの普及率は2010年3月18日の日本経済新聞より

※テレビの普及率は2008年12月3日の山陽新聞より

※岡山県新見市 人口:34,800人、世帯数:13,200世帯(2010年2月末現在)

インターネット接続と重畳しない光IP電話を提供している
IRU地域における各サービスの普及率(H22.3末)

	インターネット	I P 電話	固定電話 〔上段:加入電話+ISDN 中段:加入電話 下段:加入電話住宅用〕
岩手県 住田町	29%	72%	18% 13% 5%
岡山県 真庭市・新庄村	35%	62%	42% 36% 23%
岡山県 美作市・西粟倉村	32%	58%	30% 26% 14%
大分県 豊後高田市	28%	46%	31% 26% 18%
愛媛県 上島町	25%	55%	25% 21% 14%
徳島県 東みよし町	16%	9%	77% 69% 55%

(注1) 総務省報道発表資料(H22.7.31)『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成22年3月31日現在)』により算定
(注2) 提供形態は、「インターネット+音声告知」、「IP電話+音声告知」、「音声告知」および「IP電話」の単独提供はなし